

# はかりの定期検査を受けましょう



～取引・証明に使用するはかりは定期検査が必要です～

**松江市商工企画課 55-5208**

取引や証明に使用するはかりは、計量法に基づき定期検査が義務付けられています。  
松江市内では、市域を橋南と橋北に分け隔年で実施しており、今年は橋南の事業者を対象に検査を実施します。

検査対象となるはかりをお持ちの方は必ず受検してください。

なお、検査には手数料（裏面をご覧ください）が必要となります。



## 検査日程

9月 10日(火)	10:00～12:00	出雲郷児童クラブ	10月 1日(火)	10:00～12:00	津田公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
12日(木)	10:00～12:00	上意東研修センター	3日(木)	10:00～12:00	乃木公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
17日(火)	10:00～12:00	市役所玉湯支所	8日(火)	10:00～12:00	乃木公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
19日(木)	10:00～12:00	八雲公民館	10日(木)	10:00～12:00	朝日公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
24日(火)	10:00～12:00	市役所宍道支所	17日(木)	10:00～12:00	雑賀公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
26日(木)	10:00～12:00	津田公民館	24日(木)	10:00～12:00	市役所本庁第4別館
	13:00～15:30			13:00～15:30	

## 検査対象

### 検査の対象となるはかりの例

- ・ 商店、スーパーなどで使用する取引用のはかり
- ・ 薬局などで調剤に使用するはかり
- ・ 病院や保健所、学校、幼稚園、保育所などで体重測定に使用するはかり
- ・ 製造事業所などの取引用のはかり
- ・ 宅配便などで運賃の算出に使用するはかり
- ・ その他、取引・証明行為に使用しているはかり

### 検査の対象とならないはかりの例

- ・ 飲食店、給食センターなどで原材料の調合に使用するはかり
- ・ 工場などで原材料の調合、工程管理に使用するはかり
- ・ 公衆浴場などに設置されている体重計
- ・ 郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり

※新たに購入されたはかりをお持ちの方はご相談ください。

※家庭で使用する体重計やキッチンスケール等は検査の対象ではありません。

# 定期検査手数料一覧表

はかりの種類	ひょう量(注)	金額
<b>電気式はかり</b> 電気抵抗線式はかり、電磁式はかり、誘電式はかり、光電式はかり 	100kg以下	¥1,400
	250kg以下	¥1,800
	<b>※500kg以下</b>	¥2,200
	最小の目盛または感量がひょう量の 1/10,000 未満のものは上記の2倍の金額	
<b>棒はかり、ばね式指示はかり(直線目盛のみ)</b> 	1台あたり	¥250
<b>その他のはかり</b> 手動天びん、等比皿手動はかり、不等比皿手動はかり、台手動はかり、ばね式指示はかり(円周目盛のもの)、手動指示併用はかりなど 	100kg以下	¥500
	250kg以下	¥900
	<b>※500kg以下</b>	¥1,500
	最小の目盛または感量がひょう量の 1/10,000 未満のものは上記の2倍の金額	
<b>分銅、おもり(はかりとは別に手数料が必要です)</b> 	1個あたり	¥10

※計量器などの写真はイメージです。メーカーによって形状や機能などが異なります。

(注)・ひょう量(秤量)・・・その計量器で計量できる最大の値のことです。

※ひょう量が 250kg 超、500kg 以下のはかりを検査される場合は  
 事前に松江市商工企画課(55-5208)までご連絡ください。